

「死因究明等推進基本法案」の経緯・立法目的

これまでの経緯

死因究明等推進法(平成二十四年法律第三十三号)

第一章 総則

第二章 死因究明等の推進に関する基本方針

第三章 死因究明等推進計画

第四章 死因究明等推進会議

第五章 医療の提供に関連して死亡した者の死因究明のための制度についての検討

ほぼ全会一致で成立

死因究明等推進計画検討会

最終報告書(平成26年4月24日公表)

第1 死因究明等推進計画策定の基本的考え方

第2 死因究明等の推進を行うための当面の重点
施策

第3 推進体制等

日本における死亡の現状

- ・ 今後予測される「多死社会」
- ・ 低い解剖率と地域間格差
- ・ 人員・体制の限界
- ・ Ai等新たな検査への対応
- ・ 到達すべき水準(目標)の必要性
- ・ 監察医務院の貢献 等

死因究明の充実は道半ば

死因究明等推進計画(閣議決定予定)

(平成26年9月失効)

死因究明等推進計画を法律でさらに強力にサポートする必要性

死因究明等推進基本法の立法目的

- ✓ 死因究明等推進法で定められていた、死因究明等の推進に関する基本理念や国・地方公共団体の責務等を、維持・発展させること。
- ✓ 死因究明等推進計画検討会の成果を踏まえつつ、到達すべき水準を設定した上での適切な施策の推進や、定期的な計画・施策の見直しを法律で担保すること。
- ✓ 毎年の国会報告を義務付けることにより、死因究明に関するシンクタンク的な機能をも政府に持たせること。